

消費者庁の情報発信

消費者庁のテーマ別サイトの一部をご紹介します。
いずれも消費者庁ホームページからアクセスできます。
各バナーは、2012年5月時点のものです。

東日本大震災についてのお知らせ

<http://www.caa.go.jp/jisin/>

大震災に関連した、生活関連物資、食の安全、詐欺・悪質商法などに関する情報を提供しています。適宜更新しています。

食品と放射能 Q&A



食品の安全と放射能について、消費者が疑問や不安に思うことに対して、わかりやすくご説明しています。内容は適宜更新しており、消費者庁ホームページのトップページから最新版をダウンロードできます。

消費者庁 リコール情報サイト

PC用: <http://www.recall.go.jp/>

携帯電話用: <http://www.recall.go.jp/m/>



家電・食品・自動車など、分野横断的に、最新のリコール情報を提供するとともに、リコール情報を商品名・事業者名で検索できます。また、リコール情報をお知らせするメールサービス(登録制)も。リコール品による事故の防止にお役立てください。

子どもを事故から守る! プロジェクト

PC用: <http://www.caa.go.jp/kodomo/>

携帯電話用: <http://www.caa.go.jp/m/i/kodomo/>



子どもを事故から守るためのヒントや、保護者の皆さまから寄せられた体験談・安全の工夫などをご紹介します。

消費者庁越境消費者センター(CCJ)

<http://www.cb-ccj.caa.go.jp/>



旅行やインターネットなどで、海外事業者との買物で生じた消費者トラブルに関する相談窓口です。相談方法など詳細は、ホームページでご案内しています。

消費者教育ポータルサイト

<http://www.caa.go.jp/kportal/>



消費者庁をはじめ、各省庁や地方自治体、消費者団体、事業者団体などが作成した教材や、消費者教育の取組事例などをご紹介します。

個人情報保護制度ウェブサイト

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/>

個人情報保護制度に関する各種資料を掲載しています。

公益通報者保護制度ウェブサイト

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/>

公益通報者保護制度に関する各種資料を掲載しています。

消費者ホットライン

ゼロ・コー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを
0570-064-370

困った時の最初の一步

「消費者ホットライン」にお電話いただければ、各地の消費生活センターなど、身近な消費生活相談窓口をご案内します。



〒100-6178
東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー
TEL 03 (3507) 8800(大代表)

URL <http://www.caa.go.jp/>



携帯電話用消費者庁サイト



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

消費者・生活者の利益を 第一に考え、行動します



消費者庁は、消費者の権利の尊重、消費者の自立の支援などの基本理念にのっとり、生活者が主役になる社会の実現に向けて活動します。

消費者の権利

- ・安全を確保する
- ・選択の機会を確保する
- ・必要な情報が提供される
- ・教育の機会を確保する
- ・意見が反映される
- ・消費者被害が救済される

消費者の権利の尊重

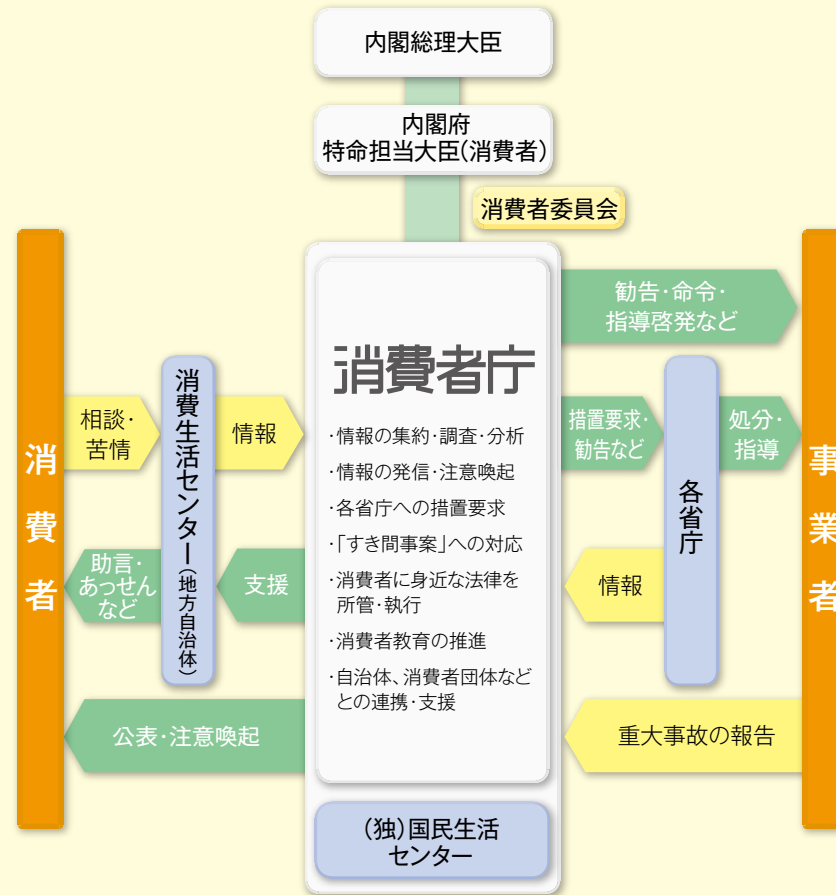
消費者の自立の支援

消費者政策の基本

消費者庁の役割

- ① 消費者の声に耳を傾け、消費者庁が担当する消費者に関連する法令を執行する
- ② 消費者安全法に基づき、消費者事故などに関する情報を一元的に集約し、調査・分析を行う
- ③ 消費者事故などに関する情報を迅速に発信して、消費者に注意を呼びかける
- ④ 必要に応じて各省庁を動かすとともに、どの省庁も対応しないいわゆる「すき間事案」については、自ら事業者に対する措置をとる

消費者庁は、各省庁や国民生活センター、地方自治体などと連携して、消費者行政に取り組んでいます。



【消費者委員会】

内閣府における第三者機関として、消費者問題について調査審議をし、必要に応じて消費者庁や関係省庁などに建議、勸告などを行います。

【独立行政法人 国民生活センター】

消費者庁が所管する独立行政法人です。地方自治体の消費生活センターなどを支援し、相談、あつせん、ADR、研修、商品テストなどを行います。

消費者庁が担当する主な法律や制度

こうした法律や制度にもとづいて、消費者を支え、守る仕事に取り組んでいます。

消費者安全法

生命・身体や財産にかかわる消費者被害について、消費者への情報提供などを通じて、消費者被害の発生防止・拡大防止を図ります。また、地方自治体による消費生活センターの設置などを定めています。

消費者契約法

消費者契約について、事業者の不当な勧誘行為によって結ばれた契約の取消し、不当な契約条項の無効、そして適格消費者団体による差止請求などを定めています。

景品表示法

偽装表示や誇大広告など、商品やサービスについての不当な表示などを規制します。

特定商取引法

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引など、トラブルになりやすい取引を対象に、事業者の不当な勧誘行為を取り締まるための「行為規制」や、トラブル防止・解決のための「民事ルール」(クーリング・オフなど)を定めています。

食品表示制度

食品衛生法、JAS法、健康増進法に基づく食品表示制度を一元的に所管し、消費者の健康を守り、選択の機会を確保します。

※ このほか、消費者にかかわる様々な法律を所管しています。詳細は、消費者庁ホームページをご覧ください。

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(消費者)

内閣府副大臣

内閣府大臣政務官

消費者庁
(内閣府の外局)

長官

次長

審議官

参事官



消費者庁は平成21年9月1日に発足しました。

定員279名
(平成24年度)

総務課

人事、会計、法令審査、広報、国会連絡などの官房業務を行います

消費者政策課

消費者庁を含む政府全体の消費者政策を体系的にとりまとめ、その着実な実施を促します

消費者制度課

消費生活にかかわる基本的な制度づくりや環境整備を行います

消費生活情報課

消費者に対する普及啓発・消費者教育、そして物価関係業務を行います

地方協力課

消費生活センターの設置・拡充など、地方の取組みを支援します

消費者安全課

消費者の生命・身体の安全の確保に取り組みます

取引対策課

消費者が商品やサービスを、安心して取引できる市場環境を整備します

表示対策課

消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守るため、表示ルールの整備に取り組みます

食品表示課

消費者の商品選択に役立つよう、食品表示ルールの整備に取り組みます